

TDK健康保険組合に加入の皆さまへ

発行済みの健康保険証は、来年の令和7年12月1日まで使えます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、
 今後は、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)の使用が
 基本となります。みなさんにマイナ保険証を使用していただくために、以下①②について
 お知らせします。

① ご自身の資格内容がわかる「資格情報のお知らせ」について

保険証廃止に向けて、健康保険証に記載されている情報と同じ内容が示されています。
 登録内容を確認したい方は、マイヘルスウェブで10月28日以降ご覧いただけます。(※)

(※) 令和6年9月17日時点でTDK健康保険組合に加入手続きが完了しており、マイナンバーが健康保険組合に登録されている方が対象



← マイヘルスウェブはこちらから
<https://tdk.mhweb.jp/>

*初回ログイン方法は下部参照



トップ画面イメージ

2) 資格情報のお知らせTOP



「資格情報のお知らせ」のPDF



ご家族を扶養している方は、ご家族の分も一緒にご覧いただけます。
 この「資格情報のお知らせ」には、健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁が記載されています。誤りがあった場合は、健康保険組合までご連絡ください。

*初回ログイン方法はこちら →

<https://kenpo.tdk.co.jp/member/health/mhw.html>



② 保険証廃止に向けてマイナ保険証を使ってみましょう

発行済みの健康保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、
 ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。
 今から、マイナ保険証を使って医療機関を受診することに慣れておくことをお勧めします。
 まだマイナンバーカードをお持ちでない場合は、取得をご検討ください。